

## よくある質問 Q&A

Q1. 一度に2種類の活動を依頼することはできますか？（例）電球交換と窓ふき

A1. 利用可能です。内容によっては、複数名のサポーターが訪問します。

Q2. 一回あたりの依頼時間に制限はありますか？

A2. おおむね1時間程度とさせていただきます。

Q3. 活動中は、応援隊の方に全ておまかせしても良いですか？

A3. 依頼者の方も、無理のない範囲で一緒に活動をお願いします。

Q4. 毎週〇曜日など、定期的な利用はできますか？

A4. 原則、定期利用はできません。

Q5. 毎回同じサポーターが来ますか？

A5. その都度調整させていただきます。

Q6. 介護保険等のサービスを利用している人が、サービス対象外の内容をお願いすることはできますか？

A6. 利用可能ですが、サービスの時間が足りない分を補完するものではありません。

Q7. 依頼は本人でなくても可能ですか？

A7. 可能です。家族や関係機関からの相談もお受けします。



ちょっとした「困りごと」を

ちょっとした「手助け」で

より暮らしやすい赤穂市へ

## 地域の困りごと応援隊



地域の困りごと応援隊は、日常生活のちょっとした困りごとを住民同士の助けあいでも解決する仕組みです。お互いさまの仕組みを普及し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

### 《問い合わせ》

## 赤穂市社会福祉協議会



〒678-0232 赤穂市中広267番地(赤穂市総合福祉会館内)

TEL 42-1397

FAX 45-2444

社会福祉法人

## 赤穂市社会福祉協議会

## 地域の困りごとと応援隊の仕組み

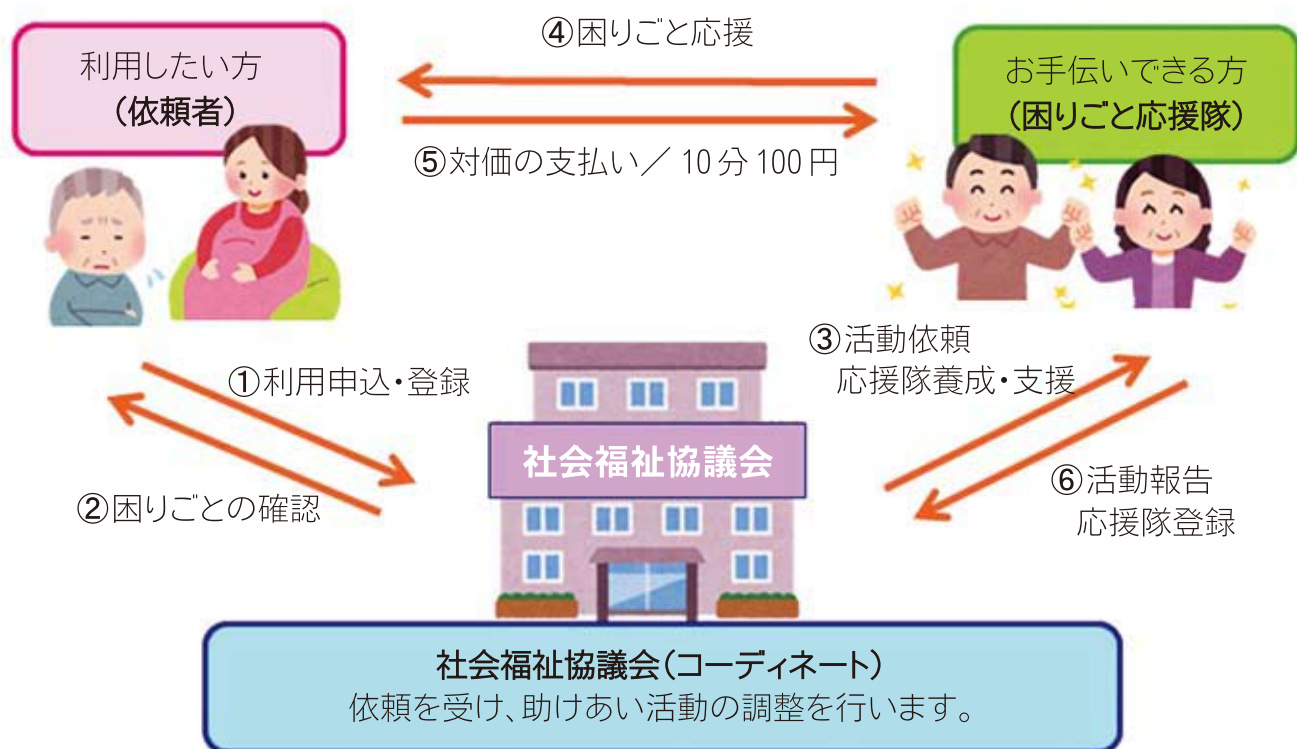
**利用できる方** 赤穂市にお住まいの方で、高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、ちょっとした困りごとを抱えておられる方

**利用方法** 支援を必要とする場合、赤穂市社協へ申し込みください

**利用内容** 家事(簡単な掃除、洗濯、ゴミ出し、布団干し、窓ふき など)  
暮らしのお手伝い(電球交換、家電の設置、家具の移動、模様替え、衣替え、整理、片付け、草抜き など) のちょっとした困りごと  
※内容については、原則として依頼者と一緒に活動をお願いします

**利用日時** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時～午後5時

**利用対価** 10分100円(依頼者宅までの移動時間は含みません)  
※活動に必要な実費は別途必要です



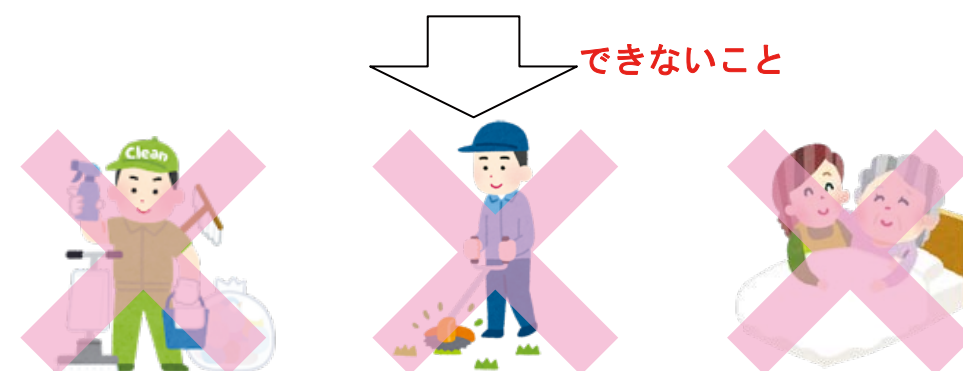
## 利用のながれ

- 申込み・・・支援を希望する場合、赤穂市社会福祉協議会(社協)へ申し込みください。
- 内容確認・・・希望内容の確認のため、社協職員が電話または、必要に応じて自宅を訪問します。
- 打合せ・・・希望内容に応じて、社協職員が困りごと応援隊との打合せを行います。
- 実施・・・指定日時に実施します。活動終了後、困りごと応援隊に10分100円(応援隊1人当たり)の対価を支払っていただき、活動報告書に記名・押印をします。

## 困りごとと応援隊の活動について



「困ったときはお互いさま」「こんなことで良かったら」の気持ちをもった困りごと応援隊が支援します



専門業者が行う大掛かりな作業や、危険を伴う作業、身体介助など体に触れる支援はできません。

## その他の日常の困りごとについて

利用内容以外でお困りの場合は、赤穂市社会福祉協議会まで、お気軽にお問い合わせください。

## その他

- パートナーサービスなど、地域内で助けあい活動を実施している地区については、そちらを紹介させていただきます。
- 公的サービスなど他の利用が適当な場合は、そちらをお勧めすることもあります。
- 個人情報については、赤穂市社会福祉協議会、応援隊及び関係機関との連絡調整のみに使用させていただきます。
- 困りごと応援隊は、福祉サービス総合補償に加入しています。